椎田道路と宇佐別府道路を、宇佐別府道路の宇佐インターチェンジを経由し連続して通行する場合（東九州自動車道のうち椎田南インターチェンジから宇佐インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までに限る。）。
東九州自動車道と延岡南道路を、東九州自動車道の佐伯インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
京滋バイパスと京奈道路を、京滋バイパスの巨椋インターチェンジ又は久御山インターチェンジと京奈道路の城陽インターチェンジを経由し連続して通行する場合。（近畿自動車道名古屋神戸線の城陽インターチェンジから八幡ジャンクション間が供用する日の前日までに限る。）
第二京阪道路と京奈道路を、第二京阪道路の八幡東インターチェンジと京奈道路の田辺北インターチェンジ又は第二京阪道路の枚方東インターチェンジと京奈道路の田辺西インターチェンジを経由し連続して通行する場合。（近畿自動車道名古屋神戸線の城陽インターチェンジから八幡ジャンクション間が供用する日の前日までに限る。）

ロ　割引率等

料金の額から、カード毎の月間適用回数（２会社及び西日本高速道路株式会社が別に定める者が一のカードに適用する本割引の適用回数と合算して計算する。以下「月間適用回数」という。）並びに普通区間及び関門特別区間のキロ程と別添６のうちＡに掲げる各高速道路のキロ程（以下「平日朝夕割引適用区間のキロ程」という。なお、距離の算出に当たっては、別添３に定めるインターチェンジ相互間のキロ程及び別添５に定める一般有料道路等のキロ程を用いるものとする。以下同じ。）等に応じて、次により算出した額を差し引いた額を西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。

ただし、月間適用回数が４回以下の場合を除く。

㈠　平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間等

対距離制区間又は別添６のうちＡ若しくはＢに掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じ算出（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出）することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、㈡又は㈢を適用する場合を除く。

100－Ｗ（単位：パーセント）

㈣　上記式においてＷは、次の数値を表すものとする。

Ｗ　：月間適用回数が５回から９回までの場合30、月間適用回数10回以上の場合50。

㈡　平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間又は別添６のうちＡに掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出）することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、㈢を適用する場合を除く。

（Ｌ＋Ｌ'1＋Ｌ'2－Ｗ）÷（Ｌ＋Ｌ'1＋Ｌ'2）×100（単位：パーセント）

㈣　上記式においてＬ、Ｌ'1、Ｌ'2及びＷは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｌ　：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ'1：関門特別区間又は⑴①イ㈡イ）Ｂに定める区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ'2：別添６のうちＡに掲げる高速道路のキロ程（単位：キロメートル）

Ｗ　：月間適用回数が５回から９回までの場合30、月間適用回数が10回以上の場合50。

㈢　対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含む区間

イ）　平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内である場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、㈠に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、㈠の定めにより算出した額とする。

（ａ×((ＬＲ＋Ｌ'1 Ｒ'1）×（1－Ｗ÷100）＋Ｌ'2 Ｒ'2）＋150×（1－Ｗ÷100））×ｔ＋Ｐ×（1－Ｗ÷100）＋Ｐ'

ただし、上記式において、（ａ×((ＬＲ＋Ｌ'1 Ｒ'1）×（1－Ｗ÷100))＋Ｌ'2 Ｒ'2）＋150×（1－Ｗ÷100）×ｔ又はＰ×（1－Ｗ÷100）のそれぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

㈣　上記式においてａ、Ｌ、Ｌ'1、Ｌ'2、Ｐ、Ｐ'、Ｒ、Ｒ'1、Ｒ'2、Ｗ及びｔは、それぞれ次の数値を表すものとする。

ａ　：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。

Ｌ　：四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ'1：関門特別区間又は⑴①イ㈡イ）Ｂに定める区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ'2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｐ　：別添６のうちＡに掲げる高速道路の料金の額又は⑴①イ㈢ニ）Ｂに定める料金の額（単位：円）

Ｐ'　：別添６のうちＣに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

Ｒ　：普通区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｒ'1：関門特別区間又は⑴①イ㈡イ）Ｂに定める区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｒ'2：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｗ　：月間適用回数が５回から９回までの場合30、月間適用回数が10回以上の場合50。

ｔ　：消費税率

ロ）　平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、㈡に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、㈡の定めにより算出した額とする。

（ａ×((ＬＲ＋Ｌ'1 Ｒ'1）×ｄ＋Ｌ'2 Ｒ'2）＋150×ｄ）×ｔ＋Ｐ×ｄ＋Ｐ'

ただし、上記式において、（ａ×((ＬＲ＋Ｌ'1 Ｒ'1）×ｄ＋Ｌ'2 Ｒ'2）＋150×ｄ）×ｔ又はＰ×ｄのそれぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

㈣　上記式においてａ、ｄ、Ｌ、Ｌ'1、Ｌ'2、Ｐ、Ｐ'、Ｒ、Ｒ'1、Ｒ'2及びｔは、それぞれ次の値を表すものとする。

ａ　：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。